

令和7年5月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年5月29日（木）

開会 午後3時30分

閉会 午後4時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、係長、主査1名、主事1名

7 議題等

第7号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について

報告事項7 農地法第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原圭子委員、水野郁代委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局より説明をお願いします。

係 長	それでは、第 7 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、貸手人数、筆数の増減は表記のとおりです。 調書の説明は、以上となります。 なお、借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に該当していることを申し添えます。 よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 7 号議案について、何か質問はございませんか。
水野政起 委 員	賃借権と使用貸借については、貸し手と意向によるものでしょうか。
係 長	そのとおりです。
松原圭子 委 員	使用貸借を選択された方について、今までは自分で耕作されていた方でしょうか。
事務局	以前から利用権を設定していたため、申請地については自作されていたわけではありません。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 7 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 7 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項 7 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
係 長	それでは、報告事項 7 「農地法第 5 条による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 5 条による届出が 10 件で 2,975.21 平方メートル、主な概要は、南本地ヶ原町地内外で一般個人住宅 7 件、露天資材置場 1 件、その他公共施設 1 件、集合住宅等 1 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

松原昭平 委 員	農地転用目的がその他公共施設という案件がありますが、具体的に何 でしょうか。
事務局	認可保育園でございます。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了い たしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会 長	それでは、以上をもって、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は6月27日(金)午後1時30分から講堂1にて開 催を予定しております。 これをもって本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでござ いました。

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____